

## 【重要】6月以降の利用料について

5月中に新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言が解除され、  
小学校が通常通り再開した場合、6月以降の利用料は月額で算定します。

児童クラブでは、消毒・換気・学校施設の活用などの感染予防対策を取っていますが、引き続きご家庭においても利用児童の健康管理を徹底した上でご利用ください。

日割り対応は、緊急事態宣言の発令及び小学校の臨時休校に伴う特例対応です。今後、利用期間の変更・退会を希望される方は、変更や退会を希望される月の前月末までに児童クラブまたは、市役所子育て支援課へ届出をしてください。届出が遅れますと、利用されなかった場合でも月額利用料がかかりますのでご注意ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況の変化に伴い、開所対応・利用料の対応を見直しする場合があります。